

垂水市と株式会社アスリートキャリアセンターとのスポーツによるまちづくりに 関する協定書

垂水市（以下「甲」という。）、株式会社アスリートキャリアセンター（以下「乙」という。）
は、相互の連携強化を図ることにより、スポーツによる地域活性化を推進するため、次のとおり協
定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙がそれぞれの資源を活用して次条に定める事項について連携・協力
を行うことにより、垂水市における継続的な地域社会の発展及び人材の育成に寄与することを
目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、連携して次の事項について相互に連携し、協力
する。

- （1） スポーツ・健康に関すること
- （2） 地域活性化に関すること
- （3） 市のPRに関すること
- （4） その他本協定の目的に沿うこと

（取組内容等）

第3条 甲、乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、具体的な取組の内容及び実
施方法について、定期的に協議を行うものとする。

（協定の変更）

第4条 甲、乙のうち、いずれの者から協定内容の変更の申請があったときは、その都度協議の
うえ、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この
協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙いずれの者からも、何らかの申出がないと
きは、更に1年間更新され、その後も同様とする。

（情報保護）

第6条 甲、乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、他者から知り得た情報を第1条の
目的にのみ使用するものとし、本協定の期間はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示
し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を

求められた場合は、この限りでない。

（反社会的勢力の排除）

第7条 甲、乙は、各々で定める反社会的勢力に対する方針を遵守し、本協定の適正性を確保す
るものとする。

（疑義の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じたときは、
甲、乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

上記の協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、代表者の署名の上、各自その1通
を所持する。

令和7年7月22日

甲 鹿児島県垂水市上町114番地
垂水市
垂水市長

尾脇雅弥

乙 東京都町田市中町3丁目9番12-509号
株式会社アスリートキャリアセンター
取締役

原 晋